

（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園 整備事業の推進に関する確認書

調布市（以下「甲」という。）及び東京フットボールクラブ株式会社（以下「乙」という。）は、令和7年8月10日締結の「調布市と東京フットボールクラブ株式会社との包括連携に関する協定」（以下「包括連携協定」という。）及び同年12月9日に甲が策定した「調布基地跡地留保地施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、東京都調布市西町に所在する調布基地跡地留保地（以下「本件用地」という。）を都市公園敷地として活用する施設整備事業（以下「本事業」という。）を推進するため、次の各条のとおり双方で確認を行う。

また、本確認書は、本事業の推進に関する基本的な方針を甲乙で確認するものであり、具体的な内容は、同年8月頃を目途として締結する基本合意書、更には、甲による財務省からの本件用地の取得等が行われた後に締結を予定する基本協定書及び個別契約等において合意を図る。

なお、本事業の推進に当たり、調布市議会の議決を要する事項については、本確認等を踏まえ甲が議案を調製し、市議会の判断を仰ぐことを前提とする。

（事業名称等）

第1条 甲及び乙は、本事業が基本計画に掲げた防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園を相互に協力して整備するものであること、及びその名称が「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園整備事業」であることを確認する。

（目的）

第2条 甲及び乙は、本事業を推進することにより、地域防災力の向上、市民スポーツの振興、健康増進、青少年健全育成、住民同士の交流促進・憩いの場の創出、自然との触れ合い、都市環境の保全、地域活性化といったまちづくりへの多面的な効果の創出を目指すものとする。

(事業方針)

第3条 甲及び乙は、都市公園法の趣旨を踏まえ、公共の福祉の増進に資することを目的として本事業を推進する。

(連携・協力)

第4条 包括連携協定第2条第1項第7号に掲げるところにより、甲が推進する基本計画に基づく本事業について、乙は、甲と連携・協力する。

(供用開始)

第5条 甲及び乙は、本事業により整備する公園（以下「本件公園」という。）の供用開始時期の目標について、基本計画に示す令和10年度第1四半期とし、その達成に向け、双方で最大限努める。

(役割分担)

第6条 甲及び乙は、本事業の推進に当たり、適切な役割分担の下、互いに連携・協力する。

2 乙は、民間企業として有する知見やノウハウを発揮し、甲における財政負担の軽減を含め、積極的に貢献する。

(本件用地の取得)

第7条 本事業の推進に当たっては、甲による国からの本件用地に係る所有権及び使用権の取得を前提とする。

(施設の利用の方向)

第8条 甲及び乙は、本事業において、市民利用及び乙の練習拠点機能の双方の実現を図る。

2 甲及び乙は、基本計画に基づく各施設に関する具体的な利用配分、利用時間及び利用ルールについて、別途協議のうえ、基本合意書及び基本協定書並びに個別契約において整理する。

(施設配置)

第9条 本事業による施設配置案は、基本計画に基づくものとし、具体的な内容は設計等を踏まえ別に示すものとする。

2 第2条に規定する目的を実現するため、自然環境を感じられる都市公園として、本件公園における植栽計画を定める。

(ブランディング及び地域連携)

第10条 甲及び乙は、本事業の推進を通じて、甲における都市の付加価値向上及び継続的なまちづくり並びに乙のホームタウンとしての双方の連携による発展に資するものとなるよう、取り組むものとする。

2 甲及び乙は、前項の達成に向け必要な事項について、包括連携協定の趣旨に則り、別途協議のうえ定める。

(住民への情報提供等)

第11条 甲及び乙は、本事業の進捗に応じて、適時適切な市民への情報提供に取り組むとともに、市民からの意見を聴取する機会を適宜設けるものとし、その実施方法等は別途協議する。

2 甲及び乙は、法令等に基づき、本事業に係る情報公開及び個人情報の管理について、適切に対応する。

(法的拘束力)

第12条 甲及び乙は、別途法令に基づくものを除き、本確認書が甲乙のいずれにも法的拘束力のある具体的な義務を生じさせるものではないことを、相互に確認する。

(協議事項及び有効期間)

第13条 本確認書に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、円満に解決を図る。

2 本確認書は締結の日から効力を生じ、今後に予定する基本合意書の締結により失効する。

本確認書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 8 年 7 月 9 日

東京都調布市小島町2丁目35番地1
甲 調布市
代表者 調布市長 長 友 貴 樹

東京都江東区猿江2丁目15番10号
乙 東京フットボールクラブ株式会社
代表取締役 白 井 英 介